

保釈請求書

令和2年4月6日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

被 告 人 相 嶋 静 夫

弁 護 人 鄭 一 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 小 林 貴 樹

上記被告人は、外国為替及び外国貿易法違反被告事件につき勾留されているものであるが、下記のとおり保釈を請求する。

記

1 被告人には必要的保釈が許される

- (1) 被告人は、1年以上にもわたった本件の任意捜査段階から本件公訴事実の一部を否認し、被告人が顧問を務めていた大川原化工機株式会社（以下「本件会社」という。なお、本件会社と被告人との間の顧問契約は令和2年3月31日に期間満了により終了している）が中国法人に輸出した噴霧乾燥機（型式 RL

－ 5) が外国為替及び外国貿易法第 4 8 条第 1 項の定める経済産業大臣の許可の必要な「噴霧乾燥機」(輸出貿易管理令別表第一の三の二、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第 2 条の 2 第 2 項第 5 の 2) に該当するとの被告人自身の認識及び共犯者とされている者との共謀はない旨弁解している。

- (2) この否認の一事のみをもって、被告人の身柄拘束を継続するのは違法である。真実を弁解する者が長期間の身柄拘束により心身共に疲弊して虚偽自白する事例は後を絶たず、こうした事態が事案の真相解明と当該被告人の人権保障に著しい障害となるのはいうまでもない。

- (3) 本件においては、刑訴法 8 9 条第 4 号に当たるか否かが問題となる。

まず、検察官は本件公訴事実を立証するに足りる証拠を十二分に収集しており、そうであるからこそ本件公訴を提起したはずである。

本件では、任意捜査の段階から極めて多数の証拠物が押収された上、多数の参考人が警察・検察の出頭の求めに応じて取調べを受け、極めて多数の供述調書が作成されている。なお、検察官は、検察官面前調書作成未了の参考人がいるため捜査未了と主張するであろうが、参考人らは常に検察官の出頭要請に誠実に応じて取調べを受けていたものであるところ、昨今の新型コロナウイルスの爆発的な感染の広がりを受け、参考人らは人命と健康を優先するなどして出頭を延期せざるを得なかったものであり、このために検察官面前調書が作成されていないものにすぎない。

さらに、参考人らは、新型コロナウイルスの流行が収束する見通しが立たないことから、人命や健康への危険を押して、速やかに検察官の取調べに応じる旨を本件会社の連絡担当従業員を通じて令和 2 年 4 月 3 日に電話で検察官に伝えるとともに、同月 6 日付けで同趣旨を記載した書面を検察官に発送している(別紙 1)。

参考人らの出頭の延期は非常事態におけるやむを得ない対応であることはいうまでもない上、このような非常事態にもかかわらず参考人らが捜査に協力

的な姿勢を示していることに照らすと、検察官面前調書が作成されていない参考人があることを根拠に、検察官が捜査未了と主張することはできないはずである。

なお、検察官は、本件起訴後に余罪での再逮捕を予定している旨弁護人に表明したが、その時期は未定である上に令和2年4月第2週または第3週になる見込みである旨告げた。そして、再逮捕が遅れる理由として、取調べを担当する検事の異動のためと説明した（別紙2）。

弁護人は、捜査の予定は捜査機関の裁量に委ねられる性質があることを否定はしないが、かりにも被告人が身柄拘束されている以上、必要もないのに身柄拘束期間をいたずらに延ばすかのような予定の立案は許されないはずである。まして本件は、1年以上にもわたる任意捜査が実施され、極めて多数の証拠物が押収された上に多数の参考人が多数回取り調べられていたのだから、強制捜査を行う事件の選別は容易にできたはずである。また、捜査のためにどれほどの検察官の応援が必要であるかの見極めも任意捜査の終盤の段階で容易になし得たはずである。にもかかわらず、検察官が「取調べを担当する検事が異動する」ために再逮捕時期が未定であると臆面もなく表明するのは、迅速な捜査を行う気概がないものと言わざるを得ないばかりか、不必要な身柄拘束を続けて被告人を心身共に疲弊させ、あわよくば本来は認めるべきでない事実を認めさせようとの意図を有しているためであると推測せざるを得ない。

また、再逮捕を予定する事件の参考人の中にも本件会社の従業員がいるであろうことはほぼ間違いないところ、検察官は本件起訴後にこれらの参考人の出頭を求めて取調べができるはずである。応援の検事が足りないことはなんら参考人取調べを怠る理由にはならない。本件を担当する検事は少なくとも1人はいるはずであり、その1名の検事が参考人を取り調べることは容易なはずだからである。なお、仮に参考人が出頭要請を受けた場合に、各参考人らが今日の新型コロナウイルス感染を恐れるなどして適宜日程調整を希望することと、検察官がそもそも出頭要請すらしていないことはまったくの無関係である。

そして、被告人を余罪で再逮捕しなければ検察官が本件起訴後に参考人を取り調べられないことにはならない。むしろ検察官は、起訴したからには迅速な裁判に資するために少しでも短期間のうちに補充捜査を遂げなければならない職責を有しているはずである。また、少なくとも事実上、本件起訴後のこれまでの身柄拘束期間は再逮捕・再勾留に等しい効果を持っていたのだから（まして、被告人は訴訟の主体であるにもかかわらず接見禁止処分まで受けているのが現状である）、これを漫然と放置している検察官は、怠慢の誹りどころか意図的な身柄拘束による虚偽自白獲得を欲しているものと断定するほかない。これは極めて不誠実かつ不当な態度である。

- (4) ここにおいて、被告人は、上記の証拠物に手を触れることができないのは当然であり、すなわち証拠物を改変するなどの罪証隠滅は不可能である。すると、検察官と裁判官が懸念するであろう罪証隠滅は、専ら被告人が関係者と接触して虚偽の供述をするようはたらきかけることになる。

まず、前提として、被告人は本件会社の顧問を務めていた者であり、1年以上もの長期間にわたって行われた任意捜査の間もその職務を遂行していた事実がある。これは被告人にとっては生活の糧を得るための当然の活動であり、その過程で本件会社の者らとの接触も避けられなかったのだから、こうした業務遂行は罪証隠滅に当たらない。よって、被告人がこれまで罪証隠滅に及んでいたということとはできない。

- (5) もっとも、被告人は、下記のと通りの対処を行う予定である。

(ア) ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 所在の自宅に居住し、裁判所の許可なく外泊、旅行及び転居をしない。

(イ) 本件会社の顧問に再就任せず（既述のとおり、本件会社と被告人との間の顧問契約は令和2年3月31日に期間満了により終了している）、その他本件会社に一切関与しない。

(ウ) 共犯者とされている大川原正明及び島田順司並びに本件会社の役員及び従業員その他事件関係者とは一切会わず、弁護人を介することなく架電、

メール及び手紙その他いかなる方法でも接触しない。

(エ) 通話、メール及びインターネットの使用履歴を、必要に応じ、弁護人を通して裁判所に報告する。

(オ) 上記①～④を確実に実施するため、同居の妻である[REDACTED]が身元引受人として監視監督する。

(6) このような対処を講じた上で保釈保証金額を相応に設定すれば、被告人が本件会社の者らと通謀するなどして虚偽の供述をするよう働きかけるなどの罪証隠滅に及ぶことはできない。すなわち法８９条４号に該当しない。

なお、被告人は上記の対処のみに限定するものではなく、必要とあらば柔軟に新たな対処を講じる用意がある。

2 仮に必要的保釈に該当せずとも、職権による保釈が相当である

(1) 万が一、法８９条４号に該当するとしても、職権による保釈が相当である。

(2) すなわち、被告人は７１歳と高齢である上、平成１７年頃から高血圧を、平成２０年頃から糖尿病及び不整脈を患っており、月１回の頻度で通院を続けていたほか、降圧剤及び糖尿病用の内服薬等の薬の服用を続けていた。また、被告人は、約１５年前に右大腿部の脂肪肉腫（癌の一種）を発症し、右大腿部の脂肪組織を筋肉ごと切除しており、現在も右大腿部の痛み、筋力低下及び右膝の可動域の制限が残っているとともに足腰が弱っており、歩行にも支障を来している（現に、被告人はその身柄を検察官に送致された際、押送車両への乗降で２回にわたり転倒している）。

このような被告人を今後さらに勾留すれば、その疾病が悪化するおそれ大きい。なお、検察官から「勾留場所において同じ薬が提供されている」との反論があるだろうが、それは当然のことであるし、それなら勾留せずに今までどおりの通院をさせることこそが刑事司法の謙抑性の要請のはずである。

さらに、現在新型コロナウイルス感染症が急速に拡大しており、そのような状況下で不特定多数者との接触が不可避免的に生じる勾留生活を強いることは、

71歳と高齢でありかつ既述のとおり持病を有する被告人を強度の感染リスクにさらすことを意味する。すなわち、同感染症に対する有効な対策は未だ確立されておらず、感染予防は各人の衛生管理と体調管理に委ねざるを得ないところ、約1か月に渡る勾留生活による身体的な負担が残る中で、これ以上の身体的負担を負わせ、かつ不特定多数者と接触せざるを得ない状況を強制するというのは、二重に感染リスクを高めるものである。特に、新型コロナウイルス感染症は、高齢者、殊に基礎疾患を有する者において重症化するリスクが高いのであるから、感染リスクを上げることは被告人の生命への高度の危険を生じさせることに外ならない。感染・発症してから治療措置をとるというのでは遅きに失するのである。なお、同ウイルスは感染後症状が出るまでの潜伏期間にばらつきがあり、かつ無症状の保菌者も存在しうるのであるから、感染者を事前に見つけ出し隔離措置をとることは事実上不可能なのであり、刑事施設管理者の対応によって感染を防ぐことも期待できない。それどころか、刑事施設の職員自身が保菌者・感染者となって、被留置者に感染させる危険すらあるのである（この危険は、現に警視庁赤坂警察署及び武蔵野警察署の警察官や大阪拘置所の刑務官が感染していたように、既に現実のものとなっている）。現在、感染者数は指数関数的に増大しており、しかも東京都は感染が最も多く確認されているのであって、都からは平日休日を問わず外出の自粛が要請されている状況にある。このような状況下においては、新型コロナウイルスに感染する危険性、それによる死亡の危険性は現実的なものとして認識されねばならない。

そして、被告人は、これから刑事裁判を受けることになるが、いつ上記の症状が悪化し、または新型コロナウイルスに感染するか分からない状況で裁判に臨むことになれば、十分な防御ができないおそれがある。検察官の請求した証拠を検討した上で、被告人が自らの主張を十分に行うためには、心身ともに健康な状態で裁判を迎える必要がある。

以上のような被告の健康上の不利益に照らしても、被告人を早期に釈放する必要がある。

- (3) 加えて、本件は、被疑事実とされている輸出行為はそもそも許可が必要なものであったのか否かが争点の1つであり、輸出した機械の性能や、これに対する認識等、薬学的あるいは技術的に専門性の高い事項が問題となるものであるから、これらの点について、エンジニアらの説明を踏まえつつ客観的なデータを見ながら弁護人と密に相談をすることが、被告人の防御上極めて重要である（それが罪証隠滅に当たらないのはいうまでもない）。しかし、接見室での接見のみでは、大量の資料の臨機応変な授受は困難であるし、弁護人との相談も事実上短時間にとどまらざるを得ない上、被告人がエンジニアらの弁護人以外の者から話を聞くには接見の時間的制限があるから、データを踏まえて被告人と弁護人らとの間で十分な認識の共有を図ることは事実上不可能である（まして、現状では接見禁止処分まで受けているため、こうした防御活動は完全に不可能である）。したがって、身体拘束を継続することによる被告人の防御上の不利益は大きく、保釈を認めるべきである。
- (4) また、被告人の妻である■■■■■は、自宅に一人で居住している。同人は本請求現在満71歳と高齢である上に高血圧症及び糖尿病を患い、毎月通院して内服薬の投薬を受けており、いつ何時体調が崩れるか知れない状態である。被告人と■■■■■の間には子が2名（長男及び二男）いるが、2名とも■■■■■に居住しており、被告人及び■■■■■の自宅（■■■■■）から距離があるし、それぞれ就業しかつ妻子を持っているため、■■■■■と一時的に同居することは不可能であり、同人の身に何かあっても迅速な対応を取ることは困難である。さらに、被告人及び■■■■■は、約2年前に現在の自宅に転居してきたばかりであるため、■■■■■の様子を見守ってくれるような親しい隣人もいない。■■■■■は、夫である被告人が長期間にわたり身体を拘束されていることにより不安とストレスを強く感じており、同人の体調への危険性は日々高まっているものであって、この点からも被告人を早期に身体拘束から解放することは必須である。

3 以上より、被告人の保釈を直ちに許可されたい。

添付書類

- | | |
|-----------------|-----|
| 1. 誓約書 | 1 通 |
| 2. 身元引受書（被告人の妻） | 1 通 |
| 3. 身分証明書（被告人の妻） | 1 通 |

但し、2 については、後日追完予定である。

以上

令和2年4月6日

東京地方検察庁検事正 殿
同次席検事 殿
同公安部長 殿
同公安副部長 殿
同検事 塚部貴子 殿

大川原化工機株式会社

被疑者大川原正明、被疑者相嶋静夫、及び被疑者島田順司に対する外国為替
及び外国貿易法違反被疑事件について、令和2年3月30日以降、弊社役員及
び従業員を参考人とする取り調べに関し、コロナの影響により日程調整が進
まず、今後の見通しが立たない状況となっております。

弊社としましては各役員及び従業員の業務調整等の支障もございますので、
弊社役員及び従業員に対する参考人取り調べの必要があるのだしたら、でき
る限り早期に、弊社[]に、日程調整のご連絡を頂戴できますようお願い
申しあげます。

以上

報告書

(担当検事とのやり取りについて)

令和2年3月31日

東京地方裁判所刑事第14部 御中

弁 護 士 小 林 貴 樹

被疑者相嶋静夫に対する外国為替及び外国貿易法違反被疑事件について、2020年（令和2年）3月31日、当職が、本件の捜査担当検事である東京地方検察庁公安部塚部貴子検事に架電した際のやり取りを下記のとおり報告する。

記

当職が再逮捕の時期を尋ねたところ、塚部検事は「取調べ担当の検事が異動する都合があるので、4月の第2週後半から第3週にかけて再逮捕する予定である」と回答した。

以上